
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

項目 共同届出を行う場合の会計処理

本資料の目的

1. 本資料では、GX 推進法に基づく排出量取引制度において、複数の制度対象事業者が共同届出を行う場合の会計処理について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

共同届出の概要¹

2. 2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づく排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における義務履行の単位は、原則として一事業者ごととされている。このため、これまでの制度対象事業者の会計処理の検討では、事業者単位で排出枠の保有義務を負うことを前提に検討を進めてきた。
3. ここで、GX 推進法に基づく排出量取引制度では、制度対象事業者²が「密接関係者」と一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行うときは、当該密接関係者と共同して排出目標量等の届出をすること（以下「共同届出」という。）ができるとされている（GX 推進法第 33 条第 4 項）。密接関係者とは、制度対象事業者であって、届出時点において次のいずれかに該当する事業者である（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 3 号）第 14 条）。

(1) 届出事業者の子会社

(2) 届出事業者の関連会社

(3) 届出事業者の直接の親会社の他の直接の子会社（兄弟会社）

これにより、届出をしようとする事業者（以下「届出事業者」という。）が、子会社及び関連会社に加え、兄弟会社も含めたグループ単位での削減目標の設定や、一体的な投

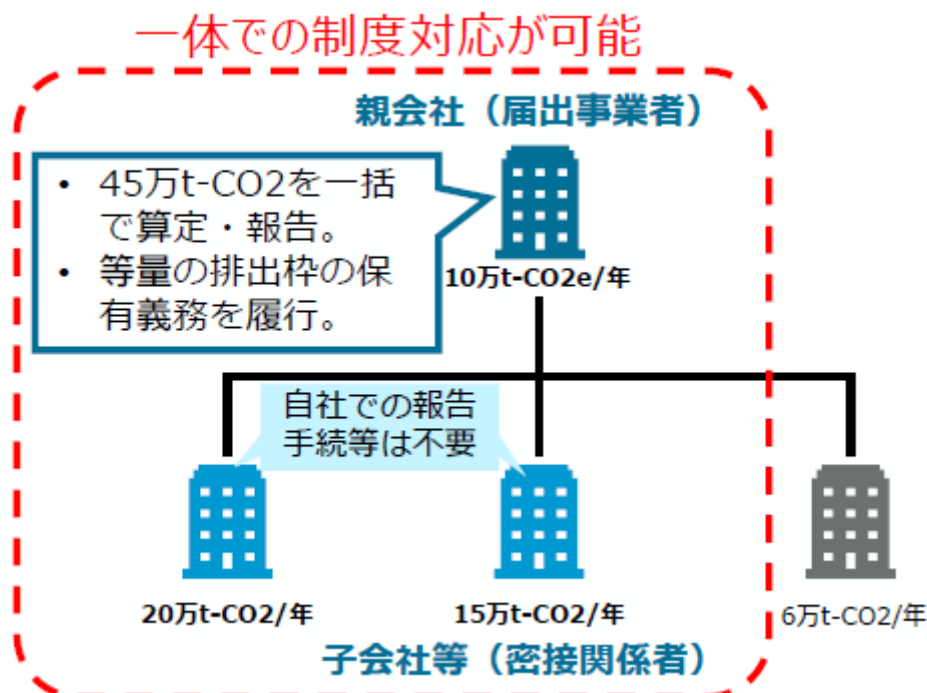
¹ 詳細については本資料別紙「共同届出を行う場合の制度対応」参照。

² 事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量が 10 万トン以上である事業者（GX 推進法第 33 条第 1 項）

資等が可能となるとされている。

4. 共同届出を行った場合、密接関係者の排出量は届出事業者の排出量とみなされ、届出事業者が自身と密接関係者（以下これらの集合体を「共同届出体」という。）の排出量を合算して制度上の義務を履行する（GX 推進法第 33 条第 4 項）。この場合、排出目標量の届出は共同届出体の単位で届出事業者が行い、密接関係者分の排出枠も含めて届出事業者の法人等保有口座に割り当てられ、排出実績量の報告及び排出枠の保有義務の履行も届出事業者が密接関係者分を含めて行う。
5. 届出事業者が密接関係者分も含めて制度上の義務を履行することにより生じる費用や排出枠の余剰について、共同届出体内における届出事業者と密接関係者との間の配分の方法は制度では一律に定められておらず、事業者間の契約等によるとされている³。なお、排出枠を共同届出体内で相対取引により移転することは可能である。

（図）共同届出のイメージ



（産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当の実施指針等に関する事項～
12 頁より）

³ 「排出量取引制度 手続の全体像（セットアップマニュアル）」（2026 年 6 月 1 日 経済産業省）17 頁
脚注 12 参照。

6. このように共同届出においては、複数の制度対象事業者で構成する共同届出体の単位で排出削減義務を負うこととなるため、これまで検討してきた単独の制度対象事業者の会計処理をどのように適用すべきか検討する必要がある。
7. 次項以降では、共同届出における届出事業者の会計処理及び密接関係者の会計処理について、以下の2つのステップに分けて分析を行う。
 - (1) Step 1: 共同届出体の単位での検討
 - (2) Step 2: 共同届出体を構成する密接関係者への配分

事務局の分析

(Step 1 : 共同届出体の単位での検討)

8. 共同届出においては、複数の制度対象事業者で構成する共同届出体の単位で算定した排出目標量に基づく排出枠が無償で割り当てられ、共同届出体の単位で算定した排出実績量に基づき排出枠の保有義務を履行することとなるため、共同届出体の単位で排出削減義務を負うことになると考えられる。
9. このため、これまで検討してきた単独の制度対象事業者の会計処理の考え方を共同届出体に適用するには、共同届出体の単位で排出実績量が無償割当の排出枠の量を上回るか下回るかを検討することが考えられる。すなわち、共同届出体の単位で排出実績量が無償割当の排出枠の量を上回る場合には、共同届出体の単位で上回る量について会計処理の対象となる費用を算定し、共同届出体の単位で排出実績量が無償割当の排出枠の量を下回る場合には、通知日に共同届出体の単位で下回る量について会計処理の対象となる利益を算定することが考えられる（Step 1）。
10. なお、届出事業者が共同届出体の単位での届出等の手続を行い、共同届出体を構成する密接関係者の排出量等の情報を入手しているため、届出事業者がこの算定を行う場合もあると考えられるが、共同届出体を構成する制度対象事業者間でこの算定を行う方法にはさまざまな方法が考えられ、詳細を定めないことが考えられる。

(Step 2：共同届出体を構成する密接関係者への配分)

11. Step 1 で算定した共同届出体の単位での会計処理の対象となる費用又は利益は、共同届出体を構成する制度対象事業者全体の排出実績の合計である排出実績量に基づく結果であるため、当該費用又は利益を共同届出体を構成する各制度対象事業者に配分することにより、事業者のそれぞれが排出実績に応じた費用又は利益を計上することが考えられる (Step 2)。
12. この配分方法に関して、本資料第 5 項に記載のとおり、制度では共同届出体を構成する制度対象事業者間の負担の在り方や余剰の排出枠の取扱いが定められておらず、事業者間の契約等によるとされている。この点、事業者間の契約において排出実績量に基づく配分など各事業者の排出実績に応じた配分がなされることが定められている場合、当該契約の取決めは合理的な配分方法であると考えられる。
13. 具体的な配分方法として、例えば、共同届出体の単位で排出実績量が無償割当の排出枠の量を上回るため、共同届出体の単位で会計処理となる費用を算定する場合に、当該費用を各事業者の排出実績に応じて配分するにあたっては、各事業者の排出実績量に応じて比例的に費用として配分する方法のほか、各事業者の排出目標の達成状況に応じて費用又は利益として配分する方法も考えられる。この点、費用の配分の結果として利益が計上される場合、当該利益は排出目標の達成により余剰の排出枠を獲得した利益ではなく、共同届出体の単位での義務を減らす効果を生じたことを表す利益であるため、他の事業者が費用を認識する時点で認識することが適切である（すなわち、通知日まで計上しないことにはならない）と考えられる。

事務局の提案

14. 前項までの分析を踏まえ、共同届出の会計処理について次のように定めることでどうか。
 - (1) 共同届出については、共同届出体の単位で本実務対応報告の会計処理の基本となる考え方を適用し、割当年度における排出実績量が、排出目標量に基づき当該割当年度に無償で割り当てられた排出枠の量を共同届出体の単位で上回ると見込まれるのか、下回ると見込まれるのかにより、共同届出体の単位で会計処理の対象となる費用又は利益を算定する。
 - (2) 共同届出体の単位で算定した会計処理の対象となる費用又は利益は、共同届出体を構成する各制度対象事業者の排出実績を反映する合理的な方法によって配分し、各制度対象事業者がそれぞれ費用又は利益を計上する。

ディスカッション・ポイント

前々項までに記載した事務局の分析及び前項の事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

(別紙) 共同届出を行う場合の制度対応**1. 排出目標量の届出**

GX 推進法第 33 条第 1 項の届出について、密接関係者と共同して届出を行うことができることが定められている（GX 推進法第 33 条第 4 項）。届出事業者が密接関係者分も含めて届出を行い、密接関係者は個別に届出を行わない。

GX 推進法第 33 条第 4 項

第 1 項の規定による届出をしようとする事業者が発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該事業者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める事業者（以下この項において「密接関係者」という。）と一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行うときは、当該密接関係者と共同して当該届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る密接関係者の二酸化炭素の排出量は当該届出をする事業者の二酸化炭素の排出量とみなして、この条から第 36 条まで及び第 73 条の規定を適用する。

2. 排出枠の割当

届出事業者の法人等保有口座に、密接関係者分も含めた排出枠が割り当てられる。排出枠を、届出事業者から密接関係者に相対取引で移転することは可能とされている。

3. 排出実績量の報告

届出事業者のみが密接関係者分も含めて排出実績量の報告を行い、密接関係者は個別に報告は行わない。

4. 保有義務量の通知

届出事業者が密接関係者分も含めた保有義務量の通知を受ける。

5. 保有義務の履行、償却、未償却相当負担金の納付

届出事業者が密接関係者分も含めた保有義務量分の排出枠について保有義務を負う。排出枠の償却時に、届出事業者の法人等保有口座から、密接関係者分も含めた保有義務量分の排出枠が消滅する。保有義務量に比して排出枠が不足し、保有義務量分の排出枠の償却を受けていない場合の未償却相当負担金の納付義務は届出事業者に課される。

以 上